

別記様式（第7条関係）

低入札価格審査書

世田谷区財務部経理課

- 1 件名 雨水貯留浸透施設整備工事【中町五丁目19番から15番先外2箇所】  
2 入札日 令和5年5月30日  
3 調査対象者 共伸建設株式会社 世田谷支店  
4 予定価格 109,604,000円（税抜）  
5 入札価格 96,460,000円（税抜）  
6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	<p>○当該現場付近では、過去にも同種の工事の施工経験があり、地域特性や施工方法、運搬ルート等を良く把握しており、そのノウハウを生かした施工管理を行う事ができると判断したため。</p> <p>○当該現場から約10km圏内に資材置場、事務所（本社、世田谷支店）があり、それぞれが連携して円滑に工事が進められる体制を整えている。また資材置場が近くにあることで資機材の保管、運搬に伴う費用の削減が可能である。</p> <p>○手持ち工事があり、材料や、機械等を共有することで、費用の削減が可能である。</p> <p>○主要な工種は（排水施設工、舗装工）自社施工が可能であり、保有資機材を使用することで外注費、リース代を大幅に削減することができる。</p> <p>○見積を依頼した協力会社がいずれも継続的に取引があり、長年信頼関係を築いてきた会社が多く、世田谷区発注の工事でも経験がある為、品質や安全を欠くことなく、適正な価格での取引が可能である。</p>
2	手持ち工事の状況	<p>○路面改良工事（打換）【瀬田二丁目17番から7番先外1箇所】 発注者：世田谷区 履行場所：瀬田二丁目17番から7番先外1箇所 工期：令和5年5月18日～令和5年9月8日</p> <p>○路面改良工事（打換）【松原三丁目42番から41番先】 発注者：世田谷区</p>

		<p>履行場所：松原三丁目42番から41番先</p> <p>工 期：令和5年3月24日から令和5年7月21日まで</p> <p>○令和5年度道路維持工事（単価契約）砧第2地区</p> <p>発注者：世田谷区</p> <p>履行場所：砧土木管理事務所管内指定箇所</p> <p>工 期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
3	契約対象工事における配置予定技術者	<p>配置予定技術者の主な保有資格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者（土木一式工事、とび・土工工事業、石工事業 外）</li> <li>・ 一級土木施工管理技士</li> </ul>
4	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	<p>対象工事現場から資材置場、本社、世田谷支店いずれも半径約10kmの範囲にあり、それぞれが連携して、円滑に工事が進められるような体制を整えている。</p>
5	手持ち資材の状況	<p>砕石30m<sup>3</sup>、仮白線テープ15cm幅白1000m、仮白線テープ15cm幅黄色200m</p>
6	資材購入先及び購入先と入札者との関係	<p>協力業者より購入予定（鉄筋コンクリート等）。</p>
7	手持ち機械の状況	<p>ホイールローダー等保有。</p>
8	労働者の具体的供給見通し	<p>調査対象者からは監理技術者、主任技術者の他にも技術者を配置。</p> <p>作業員等は自社社員及び下請業者から確保する。</p>
9	工事实績	<p>○件 名：世田谷区成城五丁目付近枝線その8工事</p> <p>発注者：世田谷区</p> <p>工 期：令和3年6月7日～令和3年11月25日</p> <p>金 額：63,303,900円</p> <p>○件 名：世田谷区成城五丁目付近枝線その9工事</p> <p>発注者：世田谷区</p> <p>工 期：令和4年2月25日～令和4年10月20日</p> <p>金 額：100,680,800円</p>

## 7 低入札価格調査委員会

開催日	令和5年6月20日
-----	-----------

審査結果	<p>○共通仮設費について、区の積算との乖離があったが、手持ち工事があり、材料や機材を共有可能なこと、対象工事の約10km圏内に資材置場を確保していることが費用削減につながっており、無理のない妥当な積算であることを確認した。</p> <p>○区の積算との乖離がある一部の工事単価においても内容を確認し、施工条件等を十分理解したうえで積算したものであることが確認できたため、仕様どおりに安全な施工ができると判断できる。</p> <p>○本件において、世田谷区公契約条例における事業者の責務や労働報酬下限額についても適切な理解がなされていることを確認した。また、下請事業者にもその内容を伝え、見積を徴取していることを確認した。</p> <p>以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるとは認められないので、落札者と決定する。</p> <p>ただし、コスト圧縮による下請業者へのしわ寄せや粗雑工事が生じることがないように、世田谷区低入札価格調査制度要領第8条及び世田谷区公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。</p>
------	---